

役場からのお知らせ

納期のお知らせ

● 4月に納めるもの●

固定資産税	1期分	4月30日
保育料	4月分	4月30日
水道料	4月分	4月30日
町営住宅使用料	4月分	4月30日

● 5月に納めるもの●

軽自動車税 5月20日(振替) 6月2日(納期)
 ※5月31日が土曜日のため、6月2日月曜日に前期分・前月分の納付があります。
 軽自動車税、国民健康保険税1期分、介護保険料1期分、保育料5月分、水道料5月分、町営住宅使用料5月分が対象です。

※口座振替をご利用の方は、残高確認をお願いします。

産業課からのお知らせ

八百津町新築住宅建設等奨励金について

八百津町では定住促進と地域活性化のために、町内に住宅を新築される方または新築家屋を購入し生活を始められる方に対して、奨励金 20 万円を交付しています。

□奨励金の対象者は？

- 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、町内に住宅を新築または新築家屋を購入し、入居された方。
- 奨励金の交付申請時に、新築住宅に住民登録があり生活されている方。
- 申請者および同居している方に町税およびこれに準ずる納付金に滞納がない方。
- 八百津町暴力団排除条例に定める暴力団員でない方。



□奨励金の対象住宅は？

- 新築の一戸建て専用住宅または玄関・台所・浴槽・便所・居室がある店舗等の併用住宅であること。(附属屋、店舗、倉庫、工場、車庫および別荘等一時的に使用するもの、アパートなど賃貸を目的とした建物は除きます。)
- 新築または購入される住宅の住宅床面積が 50㎡以上であること。

□奨励金を受給するためには？

1. 奨励金交付申請

- 奨励金対象住宅に入居後に「新築住宅建設等奨励金交付申請書」を記入し、添付書類を添えて提出してください。
- 審査、現地確認後に「新築住宅建設等奨励金交付決定通知書」が送付されます。

2. 奨励金の請求

- 「新築住宅建設等奨励金交付決定通知書」が送付されましたら、「新築住宅建設等奨励金交付請求書」を記入し提出してください。
- 後日指定された口座に奨励金が振り込まれます。

□お問い合わせ 役場 2 階 産業課 地域振興係 ☎ 43-2111 (内線 2252)